

県立北部病院が保有する資産及び負債の 引き継ぎについて

(北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書第8条ただし書き関係)

令和6年3月28日協議会

公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局

(沖縄県保健医療部医療政策課)

県立北部病院が保有する資産及び負債の引き継ぎについて

北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書第8条において、県立北部病院が保有する資産及び負債については、原則引き継がないこととされている一方で、「協議会において引き継ぐことが妥当であると判断した資産及び負債については、引き継ぐことができるものとする」とされていることから、以下のとおり県立北部病院が保有する資産及び負債の引き継ぎにあたっての検討を行うこととしたい。

協議事項（案）

- 県立北部病院が保有する資産及び負債のうち、北部医療センターに引き継ぐものに係る検討を始め、引き継ぎの方法や費用負担などについても併せて検討を行うこととする。
例) 研修医宿舎、使用可能な医療機器 等
- 検討作業については、沖縄県保健医療部、沖縄県病院事業局（病院事業局本庁及び県立北部病院）、沖縄県北部医療組合で行い、令和7年度からは北部医療財団を加えた4者で行うこととする。
- 検討状況については、必要に応じて整備協議会に報告することとする。

【参考】北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書（抄）

（県立北部病院が保有する資産及び負債の取扱い）

第8条 県立北部病院が統合する日の前日に保有している資産及び負債は、原則として北部医療センターに引き継がないものとする。ただし、協議会において引き継ぐことが妥当であると判断した資産及び負債については、引き継ぐことができるものとする。